

【戸塚区】会計年度任用職員（保育所育児支援スタッフ（日額職））令和8年度募集案内（令和8年12月1日採用）

## 1 応募資格

次のすべての要件を満たす方

- (1) 保育士の登録を受けていること、又は令和8年12月までに登録される見込みであること  
（神奈川県で実施される地域限定保育士試験合格による登録を含みます。）
- (2) 地方公務員法第16条等に定める採用に関する欠格事由に該当しないこと。  
※欠格事由については申込書で確認してください。

- (3) 次のいずれにも該当しないこと

ア 児童福祉法、刑法、その他児童福祉に関連する法令に違反し、または違反するおそれのある行為を行った者

イ 過去に児童福祉施設等で懲戒処分等を受けたことがある者、職務上の不適切行為のあった者

## 2 職務内容・勤務条件等

- (1) 職務内容

- ① 保育士／地域子育て支援事業に係る業務
- ② 施設開放、育児支援、交流保育、育児相談、地域に出向いての子育てサロン・サークル等への支援業務
- ③ その他、大規模災害発生時における災害対応業務（基本的に補助的な業務で、勤務時間内のみ）

- (2) 勤務条件

|      |                                                               |                |
|------|---------------------------------------------------------------|----------------|
| 勤務場所 | 川上保育園（横浜市戸塚区川上町4-9）                                           |                |
| 勤務日  | 月曜日から金曜日の週3日勤務                                                | 月曜日から金曜日の週2日勤務 |
|      | 休日、1月1日、1月2日、1月3日、12月29日、12月30日及び12月31日を除く                    |                |
| 勤務時間 | ・ 10:30～16:00<br>※休憩時間：園長が指定する30分                             |                |
| 給与   | 日額 8,480円<br>通勤費用（実費相当額、上限あり）を別途支給<br>※制度改正等により変更になる可能性があります。 |                |
| 休暇   | 年次休暇等                                                         |                |

※その他勤務条件等は、横浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の関連規定に基づきます

- (3) 身分

地方公務員法第22条の2に定める会計年度任用職員

- (4) 任用期間

令和8年12月1日から令和9年3月31日まで

## 3 募集期間

令和8年10月1日から10月14日まで（必着）

#### 4 募集人員

2名（週3日勤務：1名、週2日勤務：1名）

#### 5 応募方法

次の必要書類を、戸塚区こども家庭支援課に提出してください。（郵送または持参）

提出していただいた書類は返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。

書類の記載不備がある場合、書類の受理はいたしますが選考の対象外となります。書類の記載不備等がないよう、ご確認の上、ご提出ください。

(1) 会計年度任用職員申込書（第1号様式）

(2) 保育士証の写し

（令和8年12月までに保育士登録見込みの方については、登録後に提出してください。

なお、選考に合格しても、保育士登録ができなかった場合には採用することができません。登録できなかったことが採用後に判明した場合には、採用を取り消します。）

※持参の場合は開庁時間内（月～金曜日8時45分～17時）に2階8番窓口にご提出ください。

※申込書類が届いているかどうかの問い合わせには応じません。

#### 6 選考方法等

面接選考：令和8年10月下旬頃に実施予定（選考日等は申込者に別途通知します。）

選考結果通知：令和8年11月上旬頃に郵送で連絡します。

※可否に関わらず選考対象者全員に文書で結果を通知します。電話、Eメール等での問合せには応じません。

#### 7 合否決定及び採用・不採用通知

令和8年11月上旬以降に郵送で連絡します。

#### 8 個人情報の取扱い

提出された書類及びそれに記載された個人情報は、今回の募集・採用の目的のみに使用し、当該書類の行政文書としての保存期間が満了した後、速やかに廃棄します。

ただし、採用された方の個人情報については、任用期間中も雇用管理の目的で使用するものとし、任用終了後は、同様に保存期間が満了した後、速やかに廃棄します。

#### 9 その他

任用にあたっては、児童福祉法第18条の36第3項の規定に基づき、合格から採用までの間に、特定登録取消者（児童生徒性暴力等を行ったことにより保育士の登録を取り消された者等）への該当の有無を確認のため、同条第1項のデータベースの検索を行います。検索の結果、特定登録取消者に該当することが判明した場合は採用されない場合があります。

#### 10 申込・問合せ先

戸塚区こども家庭支援課（戸塚区役所2階8番窓口） 保育所スタッフ採用担当

〒244-0003 横浜市戸塚区戸塚町16番地17

TEL 045-866-8485